

## 車検証のとおり記入(新車の場合はお店に確認して下さい)

別記様式第7号(第3条関係)

自動車保管場所届出書 (新規・変更)		自動車の区分	登録・軽
車名 <small>「ワゴンR」等ではなく 車検証のとおり記入 例) スズキ等</small>	車台番号 ABC-DE12 <del>AB-DE12</del>	自動車の大きさ 長さ 339 幅 147 高さ 158 センチメートル センチメートル センチメートル	
自動車の使用の本拠の位置 <small>自宅(会社の場合は事務所)の住所を記入</small>	〇〇市〇〇1丁目〇番〇号		
自動車の保管場所の位置 <small>駐車場の地番を記入</small>	〇〇市〇〇1丁目〇番〇号 (本拠の位置と保管場所が同じ地番の時は「同上」でも可) (変更前)		
上記の事項について届出をします。			窓口への提出日 年 月 日
申請先警察署名 〇〇〇 警察署長 殿	住所 〒 ( ) 現住所を記入(アパート等では部屋番号まで記入してください)	電話 携帯電話または固定電話の番号	法人の場合は 会社名と 代表者の役職氏名
使用権原 自己・他人・共有	連絡先 氏名 電話	新規登録 前車 代替 番号等 現車	

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあつては「新規」の文字を、法第7条(第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあつては「変更」の文字を○で囲むこと。  
2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあつては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては「軽」の文字を○で囲むこと。  
3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。  
4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。  
(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であつて届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき

**黒のボールペンで記入してください**  
※修正液や砂消し、消せるボールペンは使用不可

本人の時は「本人」  
代理人の時はその方の  
氏名・電話番号を記入

下取り・廃車・譲渡等、  
手放す車がある場合  
その車の車体番号または  
ナンバーを記入